

# レーザセンシング学会細則

## 運営審議会に関する細則

平成30（2018）年 6月28日 制定

平成30（2018）年 9月 7日 改訂

令和 2（2020）年10月31日 改訂

### （目 的）

第1条 本細則は、会則第38条に基づき、運営審議会の設置などについて必要な事項を定める。

### （構 成）

第2条 運営審議会は、次の委員等をもって構成する。

- (1) 会長及び副会長
- (2) 常設委員会の委員長、副委員長及び委員
- (3) 事務局長及び次長
- (4) 常設委員会以外の委員会より1名
- (5) その他、会長が参加を求め、あるいは承認した会員

2 運営審議委員の任期は、就任時の会長の任期までとする。ただし、再任を妨げない。

### （職 務）

第3条 運営審議会は、理事会より諮問を受けた本会の運営に関する事項について審議し、理事会に意見を上申する。

### （開 催）

第4条 運営審議会は、理事会より諮問を受けた際、速やかに開催する。

### （招 集）

第5条 運営審議会は、会長が招集する。

- 2 運営審議会で審議する内容が平易な場合、電磁的方法（メール審議）により開催することができる。
- 3 運営審議会に委員以外の理事が参加することは、これを妨げない。

### （議 長）

第6条 運営審議会の議長は、会長が務める。

### （委員の解任）

第7条 運営審議会委員が次の各号の一に該当する場合には、会長の決定により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき。

### （議事録）

第8条 運営審議会の議事については、議事録を作成しなければならない。

平成30（2018）年 6月28日 制定・施行

平成30（2018）年 9月 7日 改訂

第2条第2項追加

第6条変更

第7、8、9条、第10条第2項削除

令和 2（2020）年10月31日 改訂

第1条変更、

第2条第1項変更、第1項の3追加  
第5条第3項追加